

中国における機能的クレームの権利範囲解釈 ～技術機能に注目し実施例に限定解釈された事例～

中国知的財産権訴訟判例解説（第87回）

深セン街電科技有限公司
再審申請人（一審被告、二審上訴人）

深セン来電科技有限公司
再審申請人（一審原告、二審上訴人）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

中国においては、請求項の記載が機能的・作用的である場合、米国と同様に明細書及び図面に記載された当該機能に対応する実施形態及びその均等物に権利範囲が限定解釈される。司法解釈[2009]第21条第4条は以下のとおり規定している。

司法解釈[2009]第21条第4条

請求項において機能または効果により表されている技術的特徴について、人民法院は明細書及び図面に表された当該機能または効果の具体的な実施形態及びそれと均等な実施形態と合わせて、当該技術的特徴の内容を確定しなければならない。

本事件では請求項に記載の「伝動部品」という機能的記載の文言解釈が問題となった。第1審及び第2審では、被告の減速モータの減速機構が伝動機能を果たすことから技術的範囲に属するとの判決が下された¹。これに対し、最高人民法院は、請求項に記載の「伝動部品」は、被疑侵害製品の減速モータとは別の伝動機能を果たすものであるから、技術的範囲には属しないとし、第1審及び第2審判決を取り消した²。

1 北京知識産権法院判決（2017）京73民初357号、北京市高級人民法院判決（2018）京民終470号

2 最高人民法院2019年12月30日判決（2019）最高法民再348号